空き店舗等対策家賃補助事業費補助金

空き店舗等を借りて開業する方を支援します!

○補助要件

※必ず開業前に相談してください※

(1)補助対象者

- ▶空き店舗等を賃借して対象業種で開業する方で以下の要件を全て満たしている方
 - ・空き店舗等(※1)を活用し、積極的に事業を営む意欲があること。
 - 事業を開始した後、2年以上の期間において、空き店舗を活用することを宣誓すること。
 - 市税の滞納及び公共料金(水道料金及び下水道使用料)の未納がないこと。
 - チェーン店の場合は、申請者が市内に住所を有していること。
 - 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。
 - ・日光市起業・創業支援サロンにて開業に関する個別相談をした方(予約制:商工課で受付)
 - ※1空き店舗等:未入居状態が1ヶ月以上継続している店舗又は倉庫・事務所・住居など (商業施設等の一画を間借りしているものは対象外)

(2)対象業種

- ▶次の業種を営むもの。(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に係る法律の適用を受ける業種、 その他市長が不適当と認める業種を除く。)
- ■小売業(各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料小売業、機械器具小売業、 その他小売業) ■飲食サービス業(持ち帰り・配達を含む) ■洗濯業(クリーニング店)
- ■理容業(理容店) ■美容業(美容室、エステティック業、リラクゼーション業、ネイルサービス業等)■教育、学習支援業(学習塾、教養・技術教授業、各種教室等)
- **■療術業**(整体、マッサージ店、鍼・灸)

※日本標準産業分類に基づく

(3) 主な交付要件

- > 空き店舗等を所有する者(所有者が法人の場合は、その代表者)と補助対象者(補助対象者が 法人の場合は、その代表者)とが生計を一つとせず、及び二親等以内の親族ではないこと。
- ▶ 市内で営業している店舗から空き店舗等へ移転することにより、移転前の店舗を空き店舗とするものでないこと。

→補助内容

☆補助率: <mark>月額家賃の2分の1 (1,000円未満切り捨て) 一月あたり上限3万円</mark>

※家賃:敷金、礼金、保証金、管理費、共益費、地代、駐車場代その他これらに類する費用を除いたもの。 ☆補助期間:開業する日の属する月から12ヶ月間を限度とする。

※原則として、上半期(4月~9月)及び下半期(10月から翌年3月)の2期に分け、交付します。

手続きの流れ(以下網掛け部分、申請者が行う手続き)

事前相談

■申請者⇔商工課

※申請前に商工課へご相談ください。

交付申請

■申請者⇒商工課へ

【申請時必要書類】

- 1. 交付申請書(市様式)
- 2. 賃貸借契約書の写し
- 3. 店舗の位置図(住宅地図等に対象店舗の位置を明示したもの)
- 4. 店舗の平面図(店舗以外の用途部分がある場合は、当該部分が明記されたもの)
- 5. 法人の登記事項証明書の写し ※申請者が法人の場合
- 6. 市税の滞納及び公共料金の未納がないことが証明できる書類
- ※市税完納確認書(税務課発行)、納税証明書等・・法人の場合、法人分とその代表者の2通
- ※申請者名義で上下水道料金支払有・・・水道料金下水道使用料完納証明(水道課発行)
- 7.空き店舗等証明書(様式第2号)
- 8.振込指定口座の通帳の写し

交付決定 通知書発行

▼商工課⇒申請者へ

◎申請内容を審査し、補助対象と決定・・「**交付決定通知書**」発送

開業

■申請者⇒商工課へ

【開業時必要書類】

1. 着手届(市様式) 2. 完了届(市様式)

実績報告

■申請者⇒商工課へ

【完了後必要書類】

1. 補助事業等実績報告書(市様式) 2.営業活動中の写真(外観、内観それぞれの全景写真) 3. 領収書または振込依頼書の写し

交付確定 通知書発行

▼商工課⇒申請者へ

◎報告内容を審査し、補助金額確定・・「補助金等確定通知書」発送

■申請者⇒商工課へ

補助金請求

【請求時必要書類】

1. 補助金等交付請求書(市様式) 2. 市からの補助金等確定通知書の写し

補助金支払

◎申請者振込依頼口座に支払い

※空き店舗を改装・改修して開業する場合には、工事費用の一部を助成する「商店リフレッシュ事業」 も対象となります。必ず工事開始前にご相談ください。

【申請時・事業完了後の必要書類】・・様式に定めがなく、申請者にご用意いただくもの。

申請時	賃貸借契約書	契約時に署名・捺印されたもの
	店舗の位置図	住宅地図や Google マップ等出力したもの
	店舗の平面図	店舗以外の用途部分がある場合は当該部分が明記されたもの
	法人の登記事項証明書の写し【申請者が法人の場合】	法務局発行のもの(申請月の概ね3ヶ月以内に発行されたもの) ※申請者が組合等の場合は規約や約款等
	市税の滞納及び公共料金の未納がないことが証明できる書類	▶市税完納確認書(税務課発行)、納税証明書等※法人の場合、法人とその代表者の2通▶申請者名義で上下水道料金支払有りの場合・・・水道料金下水道使用料完納証明(水道課発行)
	振込指定口座の通帳の写し	申請者名義の預金通帳の見開き頁:金融機関名、口座名義、口座 番号が記載されている箇所
完了後	領収書または振込が確認できる 書類の写し	月々の支払明細のわかるもの
	営業活動中の写真	外観、内観それぞれの全景写真

お問合せ

日光市 観光経済部

商工課 商業係

TEL 0288-21-5136

FAX 0288-21-5121

MAIL shoko@city.nikko.lg.jp